

防府市移住就農加速化事業補助金交付要綱

平成29年9月29日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、県外からの移住就農希望者を一人でも多く確保することを目的として、移住就農加速化事業実施要領（平成29年4月1日付け平29農業振興第33号）に基づいて行う、防府市移住就農加速化事業（以下「事業」という。）に係る補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 現地就農体験への支援として、県外在住の移住就農希望者（以下「対象者」という。）に対し、毎年度予算の範囲内において、防府市移住就農加速化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を行うものとする。

(補助金の交付要件等)

第3条 補助金の交付要件等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象者は、(2)において現地就農体験をする者であって、以下の要件を満たす者とする。
 - ア 県外に在住していること。
 - イ 防府市内での就農を希望していること。
 - ウ 面談及び1日程度の農作業体験の実施状況により、対象者とするのが適当であると市長に認められたこと。
- (2) 体験場所は、原則、以下の要件を満たす個人農家、法人又は任意団体（以下「指導農家等」という。）とする。
 - ア 対象者の防府市内への移住就農に向けて、適切に指導できること。
 - イ 体験終了後においても、必要に応じて対象者に対する助言、指導ができること。
 - ウ 指導農家等の経営主が対象者の親族（三親等以内）でないこと。
 - エ 指導農家等の経営体と対象者が過去及び体験期間中に常勤雇用契約を結んでいないこと。
- (3) 交付額は、対象者1人当たり、月額125千円とする。
- (4) 交付期間は、原則1か月（概ね20日）以上、6か月以内とする。

(現地就農体験の承認)

第4条 現地就農体験への支援を受けようとする対象者は、現地就農体験申請書（第1号様式）を作成し、市長に承認の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、相当と認められるときは、当該現地就農体験を承認し、現地就農体験承認通知書（第2号様式）により対象者へ通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする対象者は、防府市移住就農加速化事業補助金交付申請書（第3号様式）を市長が定める期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが相当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、防府市移住就農加速化事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により対象者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（実績報告）

第7条 対象者は、体験期間が終了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、現地就農体験報告書（第5号様式）を作成し、作業体験日誌を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、相当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府市移住就農加速化事業補助金確定通知書（第6号様式）により対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条の規定による通知を受けた対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、防府市移住就農加速化事業精算払請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認められるときは、第6条第1項の規定による通知の範囲内で、概算払いにより補助金を交付することができる。

3 対象者は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、防府市移住就農加速化事業補助金概算払請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業の中止）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業を中止する。

（1）対象者が、体験を途中で中止したとき。

（2）対象者が、指導農家等の指示に従わず、事業継続が困難と認められたとき。

（3）指導農家等が、適切に体験機会を提供していないとき。

2 対象者は、前項第1号に掲げる場合においては、現地就農体験中止届（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第11条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

（3）事業を中止したとき。

（4）虚偽の申請等を行ったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その旨を防府市移住就農加速化事業補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により対象者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、対象者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

現地就農体験申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所：

氏 名：

電話番号：

防府市移住就農加速化事業に係る現地就農を体験したいので、申請します。

体験先	
体験品目	
就農体験で 習得したいこと	
体験期間（予定）	年 月 日～ 年 月 日

添付書類

別添1：現地就農体験者概要書

別添2：現地就農体験に関する確認書

現地就農体験者概要書

年 月 日現在

ふりがな			性別	(写 真) 4 cm × 3cm
氏 名			男・女	
生年月日	昭和・平成	年 月 日生 (満 歳)		
現 住 所	〒			
出 身 地	都道府県名 () 市町村名 ()			
電話番号	自 宅			
	携 帯			
	F A X			
緊急連絡先	ふりがな	続柄 ()		健康状態
	氏 名	未成年の場合 同意の有無 ()		
	〒 住 所 (電話番号) — —	(既往病等)		
学 歴 (年代順に記入)				
年	月	学校名		
職 歴				
年	月	会社・団体等名称		所在地

農地の所有状況	<input type="checkbox"/> 農地を所有・賃借している（ _____ a） <input type="checkbox"/> 農地は所有していない
農業を始める際の自己資金の状況	<input type="checkbox"/> 100万円未満 <input type="checkbox"/> 100～500万円 <input type="checkbox"/> 500万円以上 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明
農業経験・実習の有無	<input type="checkbox"/> 全く無し <input type="checkbox"/> 体験程度 <input type="checkbox"/> 研修経験あり 研修経験がある場合は具体的に記入（ _____ ）
これまでの就農相談状況	<input type="checkbox"/> 相談したことがある 相談先（ <input type="checkbox"/> 市町 <input type="checkbox"/> 県農林事務所 <input type="checkbox"/> やまぐち農林振興公社 <input type="checkbox"/> 県立農業大学校 <input type="checkbox"/> 担い手養成研修募集説明会 <input type="checkbox"/> その他就農相談会等（ _____ ）） 相談時期（ _____ 年 _____ 月頃から、 _____ 回） <input type="checkbox"/> 相談したことがない

家族構成	<input type="checkbox"/> 独身 扶養者（ <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無） <input type="checkbox"/> 配偶者あり （配偶者 _____ 歳・子ども _____ 人） 配偶者の職業 <input type="checkbox"/> 有（ _____ ） <input type="checkbox"/> 無 扶養義務（ <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無）	運転免許	<input type="checkbox"/> 普通（MT車） <input type="checkbox"/> 普通（AT限定） <input type="checkbox"/> 大型（大型特殊含む） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
	農業開始に対する家族の同意	自家用車 所有状況	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし ※通所可能な車の所有について
趣味・特技		その他免許	
長所			
短所		資格	

1 希望する就農体験 ※品目：就農・就業後、取り組みたい作物名
2 研修後の就農（または就業）希望 <input type="checkbox"/> 1 自ら農業経営を開始（新規就農） <input type="checkbox"/> 3 農業法人等に就業 <input type="checkbox"/> 2 親族の農業経営を継承 <input type="checkbox"/> 4 特に決めていない
3 就農（または就業）希望地 市町・地区名（ _____ ）
4 就農体験を希望した動機

添付書類：身分証明書（運転免許証等）の写し

現地就農体験に関する確認書

A（指導農家等氏名）（以下、甲という）とB（対象者氏名）（以下、乙という。）とは、農業体験について、次のとおり確認する。

第1条（体験期間）

体験期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

第2条（体験生の責務）

乙は、期間中、甲の指示に従い、誠実な体験を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、体験期間中に知り得た甲の業務上の機密、または甲と取引する顧客情報等（個人情報含む。）について、他に漏洩してはならない。
- (2) 乙は、甲の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為、その他不道德な行為及び不法な行為をしてはならない。
- (3) 乙は、体験期間中の不慮の事故に備え、あらかじめ傷害保険に加入しなければならない。
- (4) 上の(1)から(3)に違背した場合、甲の判断により体験を即時中止することができるものとする。

第3条（体験受入先の責務）

- (1) 甲は、乙の防府市内への移住就農に向けて、適切に生産技術等を教えなければならない。
- (2) 甲は、乙を労働者として扱ってはいけない。

第4条（損害賠償）

- (1) 乙は、体験中に、その責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 乙は、甲に対し、体験における不慮の事故について、損害賠償その他一切の請求を行わないものとする。

第5条（費用の負担）

研修における費用の負担については、甲と乙の両者協議の上、決定する。

第6条（その他）

この確認書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの確認書に定めのない事項については、確認書の趣旨に則り、甲・乙協議の上、定めるものとする。

本確認書締結の証として、本書2通作成し、甲・乙記名捺印の上、それぞれ各1通を保有する。

年 月 日

甲

(住 所)

(体験先)

(氏 名)

乙

(住 所)

(氏 名)

第2号様式（第4条関係）

年（第 年） 月 日

（申請者住所）
（氏名）様

防府市長



現地就農体験承認通知書

年 月 日付けで申請のありました現地就農体験については、
審査の結果、承認（不承認と）されたので、防府市移住就農加速化事業補助金
交付要綱（平成29年9月29日制定）第4条第2項の規定に基づき通知します。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住所

氏名

年度防府市移住就農加速化事業補助金交付申請書

年度において下記のとおり防府市移住就農加速化事業を実施したいので、防府市移住就農加速化事業補助金交付要綱（平成29年9月29日制定）第5条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

交付対象期間	年 月 日～ 年 月 日
交付申請額	円

第4号様式（第6条関係）

年（ 第 年） 月 日

（申請者住所）
（氏名）様

防府市長



年度防府市移住就農加速化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました防府市移住就農加速化事業について、防府市移住就農加速化事業補助金交付要綱（平成29年9月29日制定）第6条第1項の規定に基づき、別紙のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

指令 第 号
(申請者住所)
(氏名)

年 月 日付け 第 号で申請のありました防府市移住就農
加速化事業補助金については、防府市移住就農加速化事業補助金交付要綱（平
成29年9月29日制定）第6条第1項の規定に基づき、下記の額のとおり交付し
ます。

年 月 日

防府市長



記

交付決定額 _____ 円

現地就農体験報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所：

氏 名：

電話番号：

防府市移住就農加速化事業に係る現地就農を体験したので、報告します。

体験先	
体験品目	
就農体験で 習得したこと	
体験期間	年 月 日～ 年 月 日
今後の就農希望	今すぐ就農したい ・ 今後検討したい

添付資料

作業体験日誌

第6号様式（第8条関係）

年（ 第 年） 月 日

（申請者住所）
（氏名）様

防府市長



年度防府市移住就農加速化事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました防府市移住就農加速化事業補助金について、防府市移住就農加速化事業補助金交付要綱（平成29年9月29日制定）第8条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

交付確定額 _____ 円

第8号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住所

氏名

年度防府市移住就農加速化事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知のありました防府市
移住就農加速化事業補助金について、防府市移住就農加速化事業補助金交付要
綱（平成29年9月29日制定）第9条第3項の規定に基づき、金 円
（ 年 月分）を交付されるよう請求します。

記

（単位：円）

市補助金	既受領額	今回請求額	残 額

振込先

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合
	支店・店・支所・出張所
口座番号・種別	1:普通 2:当座 3:その他 ()
口座名義 カタカナで記入願います	

第9号様式（第10条関係）

現地就農体験中止届

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所：

氏 名：

電話番号：

防府市移住就農加速化事業に係る現地就農を中止したいので、届け出ます。

体験先	
体験品目	
中止したい理由	
体験期間	年 月 日～ 年 月 日

第 10 号様式（第 11 条関係）

第 年 月 日
年（ 第 年）

（申請者住所）
（氏名）様

防府市長 印

年度防府市移住就農加速化事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した防府市移住就農加速化事業補助金について、下記のとおり取り消しを決定したので、防府市移住就農加速化事業補助金交付要綱（平成29年9月29日制定）第11条第2項の規定に基づき通知します。

記

交付決定額	円
取消額	円
取消区分	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部
取消理由	
交付済の補助金額	円
交付済補助金返還の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
補助金返還額	円
返還期日	年 月 日

